

令和 6 事業年度
子ども・子育て支援納付金特別会計

(添付書類)

事業報告書
決算報告書

社会保険診療報酬支払基金

令和 6 事業年度
事業報告書

令和 6 事業年度子ども・子育て支援納付金関係業務 事業報告書

1. 子ども・子育て支援納付金関係業務の概要

(1) 事業内容

子ども・子育て支援法の定めるところにより、次の業務を行うこと。

ア 健康保険者等から、子ども・子育て支援納付金を徴収する。

イ 前記アの業務に附帯する業務を行うこと。

(2) 職員の定数及びその前事業年度末との比較

区 分	令和 6 事業年度	令和 5 事業年度末
職員定数	0 名	—

(3) 沿 革

年 月	事 業 内 容 の 沿 革
令和 7 年 2 月	子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援納付金関係業務を開始した。

(4) 設立の根拠

社会保険診療報酬支払基金法（昭和 23 年法律第 129 号）

(5) 子ども・子育て支援納付金関係業務を行う根拠となる法律

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）

(6) 主管省庁名

こども家庭庁

2. 役員の定数並びに各役員の氏名、役職、任期及び経歴

本特別会計による役員定数はない。

3. その事業年度の事業の実施状況

(1) 令和6事業年度の事業計画の実施の結果

ア 補助金収入

令和6事業年度における補助金の予定額は

150,245 千円

であって、これに対する決定額は

150,245 千円

であった。

この決定額に対し収入済額は

150,245 千円

であって、年度内に全額が収入となった。

イ 支出

令和6事業年度における支出の予定額は

150,245 千円

であって、これに対する支出決定額は

147,599 千円

であった。

ウ 「子ども・子育て支援法第七十一条の十四第一項の規定により社会保険診療報酬支払基金に同項各号に掲げる事務の全部を行わせることとした件」（令和6年子ども家庭庁告示第17号）に基づき、子ども・子育て支援納付金関係業務の円滑な施行のために必要なシステム開発等を行った。

(2) 令和6事業年度の資金計画の実施の結果

令和6事業年度における資金計画は、収入及び支出とも

150,247 千円

を予定したが、収入済額及び支出済額はともに

150,245 千円

であって、差し引き

2 千円

減少した。

なお、資金計画の実施状況の明細は、次表のとおりである。

資 金 計 画 実 績 表

[事務費勘定]

支			出		収			入	
区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)		区 分	予 定 額 (A)	実 績 額 (B)	比較増△減額 (B - A)	
事 務 取 扱 費	千円 —	千円 —	千円 —			千円 —	千円 —	千円 —	
職 員 諸 給 与	—	—	—		前年度からの繰越金	150,245	150,245	—	
管 理 諸 費	—	—	—		子ども・子育て支援 事業 費 補 助 金	—	—	—	
そ の 他 の 支 出	—	—	—		そ の 他 の 収 入	—	—	—	
翌年度への繰越金	150,247	150,245	△ 2		雑 収 入	2	—	△ 2	
合 計	150,247	150,245	△ 2		合 計	150,247	150,245	△ 2	

(3) 国からの補助金等

〔事務費勘定〕

名 称	子ども・子育て支援事業費補助金
目 的	社会保険診療報酬支払基金が行うシステム改修に対する支援等を目的とする。
金 額	150,245 千円

4. 支払基金が対処すべき課題

子ども・子育て支援納付金関係業務の重要性にかんがみ、こども未来戦略を含めた今後の動向等を踏まえつつ、関係機関との緊密な連携のもとに適正、円滑で効率的な業務運営に努める必要がある。

令和 6 事業年度 決算報告書

1. 令和6事業年度子ども・子育て支援納付金特別会計収入支出決算書
2. 予算総則に規定した事項に係る予算の実施結果

1. 令和6事業年度子ども・子育て支援納付金特別会計 収入支出決算書

1. 事務費勘定

令和6事業年度における事務費勘定の

収入決定済額は 150,245 千円

であって

支出決定済額は 147,599 千円

であった。

したがって、収入が支出を 2,645 千円
超過した。

なお、この超過金額については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第
18条第2項の規定により、国庫へ返還することとした。

2. 収入支出決算に係る事務費勘定の各款項の総額を示せば、次表のとおりである。

令和6事業年度子ども・子育て支援納付金特別会計 事務費勘定収入支出決算書

[収入の部]

科	目	収入予算額	収入決定済額	収入予算額と収入決定済額との差額	備考
(款) 子ども・子育て支援事業費補助金		千円 150,245	千円 150,245	千円 —	
(項) 事務費補助金		150,245	150,245	—	
(款) 雑収入		2	—	△ 2	
(項) 雑収入		2	—	△ 2	
合	計	150,247	150,245	△ 2	

[支 出 の 部]

科 目	支出予算額	前事業年度の繰越額	予備費使用額	流用増△減額	支出予算現額	支出決定済額	翌年度への繰越額	不 用 額	備 考
(款) 事 務 取 扱 費	千円 150,245	千円 —	千円 —	千円 —	千円 150,245	千円 147,599	千円 —	千円 2,645	
(項) 職 員 諸 給 与	1,551	—	—	—	1,551	1,320	—	230	
(項) 退職給付引当預金への繰入	—	—	—	—	—	—	—	—	
(項) 管 理 諸 費	148,694	—	—	—	148,694	146,279	—	2,414	
(款) 予 備 費	2	—	—	—	2	—	—	2	
(項) 予 備 費	2	—	—	—	2	—	—	2	
合 計	150,247	—	—	—	150,247	147,599	—	2,647	

2. 社会保険診療報酬支払基金の支援納付金関係業務に係る財務及び会計に関する内閣府令第13条第2項の規定による予算総則に規定した事項に係る予算の実施結果

令和6事業年度子ども・子育て支援納付金特別会計予算総則（以下「総則」という。）に規定した事項に係る予算の実施結果は、次のとおりである。

1. 総則第2条の規定による経費の流用は、行わなかった。
2. 総則第3条の規定による経費の翌事業年度への繰り越しは、行わなかった。